

令和6年度  
制限付き市有財産一般競争入札  
参加要領 （萩殿町2丁目）



【お問い合わせ】

瀬戸市役所経営戦略部  
政策推進課公共施設マネジメント係  
TEL 0561-88-2507  
E-mail: seto-ppp@city.seto.lg.jp

# 制限付き市有財産一般競争入札（萩殿町2丁目）のながれ

<p style="text-align: center;"><b>入札の 申込手続き</b></p> <p style="text-align: center;">● ● ● ● ●</p> <p style="text-align: center;">▼</p>	<p><b>令和6年4月9日（火）から令和6年5月31日（金）まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸市役所4階政策推進課公共施設マネジメント係で受付します。</li> <li>・印鑑（シャチハタ不可）を持参のうえ、制限付き市有財産一般競争入札参加申込書、法人役員等に関する調書（法人のみ）、委任状（代理人により入札に参加する場合）、誓約書、入札保証金還付口座振込依頼書をご記入いただきます。</li> <li>・その後、市有財産一般競争入札保証金納付書発行受付票をご記入いただき、入札保証金（参考価格の100分の5以上（円未満切上げ））を納付するための納付書をお渡しします。</li> <li>・担当者不在を避けるため、事前に来庁日時をご連絡いただくと助かります。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>入札保証金の 納付</b></p> <p style="text-align: center;">●</p> <p style="text-align: center;">▼</p>	<p><b>令和6年4月9日（火）から令和6年5月31日（金）まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の納付書にて、入札保証金を納付していただきます。その後、納入通知書兼領収書の写しを本市に提出していただきます。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>入札の執行</b></p> <p style="text-align: center;">●</p> <p style="text-align: center;">▼</p>	<p style="text-align: center;"><b>令和6年6月14日（金）午前10時から</b></p> <p style="text-align: center;">午前10時から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸市役所1階102会議室で行います。</li> <li>・入札時の留意事項をご確認いただき、誤りの無いように記入・押印・封緘してお持ちください。</li> <li>・集合時間をお間違えないようにご注意ください。（集合時間から遅れた場合は、入札に参加することができません。）</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>売買仮契約書締結</b></p> <p style="text-align: center;">●</p> <p style="text-align: center;">▼</p>	<p style="text-align: center;"><b>令和6年6月24日（月）まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者の方と売買仮契約書を締結します。</li> <li>・仮契約書締結の詳細につきましては、落札後にお伝えいたします。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>土地利用計画図 提出</b></p> <p style="text-align: center;">●</p> <p style="text-align: center;">▼</p>	<p style="text-align: center;"><b>令和6年7月26日（金）まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用条件を確認できる土地利用計画図等を政策推進課に提出してください。計画が土地利用条件に合致するかを確認いたします。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>仮契約から本契約 への移行</b></p> <p style="text-align: center;">● ● ●</p> <p style="text-align: center;">▼</p>	<p style="text-align: center;"><b>9月定例会最終日</b></p> <p style="text-align: center;">（令和5年度の場合は令和5年9月21日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年条例第1号）第3条に基づき、瀬戸市議会定例会（9月定例会を予定）に議案上程し、議案議決があった日（令和5年度の場合は令和5年9月21日）に、本契約として効力が生じます。また、これと同時に契約保証金（<u>落札代金の10%以上</u>）を納付していただきます。（契約時に金融機関の領収日付印が押印された納入通知書兼領収証書を確認いたします。）</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>売買代金の納付</b></p> <p style="text-align: center;">● ●</p> <p style="text-align: center;">▼</p>	<p style="text-align: center;"><b>契約日から30日以内に納付していただきます</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案議決があった日から本契約として効力が生じるため、本契約に移行した日から30日以内に売買代金の全額納付を納付書にてお願いします。納付と同時に売買物件を引渡しします。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>所有権移転登記</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>売買代金納付後速やかに</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が所有権移転登記を行います。登記に関する費用（登録免許税等）については、すべて負担していただきます。（登録免許税については納付書を作成しますので、期日までに支払いをし、領収書を市に提出してください。所有権移転登記に必要な資料となります。）</li> <li>・登記完了後、登記完了証を受領していただきます。</li> </ul>

# 目 次

<b>I 入札物件</b> .....	1
1 入札物件の概要	
2 現況有姿による引渡し	
3 現地の確認	
<b>II 入札参加に当たって</b> .....	2
1 注意事項	
2 参加資格	
3 費用について	
<b>III 入札の参加方法</b> .....	2
1 入札保証金の納付	
2 入札の申込み手続き	
<b>IV 入札物件の売払い条件</b> .....	3
1 用途の制限	
2 土地利用条件	
3 実地調査	
4 契約違反の取り扱い	
5 物件引渡し後の費用負担	
<b>V 入札時の留意事項</b> .....	4
1 入札執行の日時及び場所	
2 入札書の記載事項	
3 入札の方法	
4 入札の無効	
5 開札	
6 落札者の決定	
7 再度入札	
<b>VI 入札保証金の還付</b> .....	6
1 還付する時期	
2 還付金の振込先	
3 還付時までの利息	
<b>VII 契約の締結と物件の引渡し</b> .....	6
1 売買仮契約の締結及び土地利用計画図の提出	
2 売買契約の締結	
3 売買代金の納付	
4 所有権の移転及び物件の引渡し	
5 所有権移転登記	
<b>附属資料</b> .....	8
・ 地方自治法施行令（抄）	
・ 計画配置図	
・ 周辺道路整備計画図	
・ 計画平面図	
・ 物件調書	
・ 土地売買仮契約書（案）、申込書等	

## I 入札物件

### 1 入札物件の概要

入札に付す物件は、物件調書（11ページから）のとおりです。

なお、この物件調書は、調査時点（令和6年3月現在）における一般的な調査内容を記載したものですので、現時点においては変更されている場合があります。申込みをされる方は、必ず現地確認や諸規制等（都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制や各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の引込み等）の確認を行ってください。また位置図及び各図面等についても不足や現況と異なる場合があります、表記されている施設等についても、これを特定するものではありません。

### 2 現況有姿による引渡し

- (1) 入札物件には、本物件に存する全ての工作物（フェンス、擁壁、舗装、階段、地中配管等）、樹木などが含まれます。物件調書と現況との間に差異が生じている場合は、現況を優先し、契約後の物件の引渡しも現況有姿で行います。引渡し後についても、瀬戸市では、その管理、撤去、修繕、並びに構造、機能の保証及びこれらに付随する住民対応等は一切行いませんので、落札者にて対応してください。
- (2) 入札物件に越境物がある場合についても現況のままでの引渡しとなります。瀬戸市は越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、必要に応じて、当事者間で話し合いをしてください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。

なお、越境が目立つもの、明らかに視認できるものは物件調書にも記載しております。（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。）
- (3) 現地の境界内や境界付近の工作物等は、所有権移転登記後に落札者が（必要に応じて隣接地権者と協議のうえ）処理してください。
- (4) 入札物件について、種類、品質（産業廃棄物の埋設等含む）、数量に関して内容に適合しない状態があることを発見しても、履行の追完請求、売買代金の減免請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。
- (5) 建築物を建築する際には、愛知県建築基準条例第8条（がけ附近の建築物）に留意してください。特に、本物件はこれに該当する可能性が高いため、あらかじめ申込みをされる方が関係機関に照会するなどし、事前に十分確認してください。なお、西側擁壁を存置し利用する場合における安全性の確認及び確保については、落札者の負担及び責任において行うものとします。瀬戸市では、これらに関して一切の責任を負いません。
- (6) 入札物件内に空中架線や電柱・樹木等が設置されている場合、それらの位置変更等の交渉、手続及び費用負担等は一切行いません。
- (7) 建ぺい率・容積率等の建築規制は、建築物の構造、道路幅員、一つの敷地が2以上の用途地域・地区にまたがる等によって変わる場合があります。入札物件を活用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、あらかじめ申込みをされる方が関係機関に照会するなど行い、十分確認してください。
- (8) 入札結果については、物件ごとに入札参加者数、落札額及び落札者名を瀬戸市役所ホームページで公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加を申込むことができませんので、ご注意ください。

### 3 現地の確認

入札保証金を納付する前に、事前に必ず現地を確認してください。実際に現地をご覧になり、本案内書に記載のない事項についても申込みをされる方自身で調査の上、現地の状況等を確認してください。

## Ⅱ 入札参加に当たって

### 1 注意事項

- (1) 入札に参加を希望される方は、この要領を熟読のうえ、現地の状況、本要領の内容、法令に基づく規制、売払条件、契約条件、契約事項等を十分に認識し、全て了解されたうえで申込みをしてください。
- (2) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び瀬戸市契約規則（昭和40年規則第18号）の定めるところにより処理します。

### 2 参加資格

入札に参加できる方は、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 不動産の売買契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 公告日から入札日までの間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に基づき、入札に参加できないとされた者
- (5) 過去に開発区域の面積が3,000㎡以上の土地の宅地開発実績（予定建築物の用途は専用住宅に限る。）がない者

### 3 費用について

申込みに必要な書類の作成及び提出にかかる費用は、申込みをされる方の負担となります。

## Ⅲ 入札の参加方法

### 1 入札保証金の納付

入札に参加するためには、入札保証金をあらかじめ納付する必要があります。

- (1) 入札保証金は、参考価格（最低落札価格）の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する額を納付していただきます。（入札に参加される方は、瀬戸市役所4階 政策推進課において、納入する入札保証金の額をお申し出ください。入札保証金の納付書を発行いたします。）
- (2) 入札保証金の納付期間は、**令和6年4月9日(火)から令和6年5月31日(金)まで**となりますので、ご注意ください。
- (3) 入札保証金の納付方法
  - ア 入札保証金は、市が発行する納付書により、瀬戸市指定金融機関の本・支店窓口で納付してください。
  - イ 入札保証金を納付されますと、金融機関から領収日付印が押された納入通知書兼領収証書が返されます。これは入札参加申込み手続きの際に必要となり、写しをご提出いただきますので、大切に保管してください。

## 2 入札の申込み手続き

### (1) 入札申込み手続きの日時及び場所

日 時	令和6年4月9日（火）から令和6年5月31日（金）まで（ただし、土・日曜日及び祝日は除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで
場 所	瀬戸市役所4階 政策推進課公共施設マネジメント係

### (2) 必要書類等

ア 入札申込み手続きに必要な書類等は次のとおりです。所定の事項を記入し、押印（シャチハタ不可、法人にあつては代表者印）のうえ提出してください。

- ① 制限付き市有財産一般競争入札参加申込書
- ② 法人役員等に関する調書（法人の場合）
- ③ 委任状（代理人により入札に参加する場合。個人の場合入札参加者が本人以外の場合、法人の場合入札参加者が代表者以外の場合必要）
- ④ 誓約書
- ⑤ 納入通知書兼領収証書の写し（金融機関の領収日付印が押されたもの）
- ⑥ 入札保証金還付口座振込依頼書
- ⑦ 開発行為許可通知書及び検査済証の写し（過去の開発区域面積が3,000㎡以上の土地の宅地開発実績を証するもの）

イ 申込み手続きに際しては、印鑑（代理人により入札する場合は、代理人の印鑑）をご持参ください。

### (3) 留意事項

提出後の書類の差し替えまたは再提出は認めません。

## IV 入札物件の売払い条件

物件の売払い契約に際しては、次の条件を付しますので、あらかじめご承知おきのうえ、入札に参加してください。

### 1 用途の制限

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供することはできません。
- (2) 物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- (3) 物件を近隣住民との紛争を引き起こす原因となるような用途に使用することはできません。

### 2 土地利用条件

- (1) 売払地については、住宅用地として活用することとします。区域境界は別添公図（写）及び地積測量図（写）によるものとします。
- (2) 住宅用地における建築物の用途は、建築基準法別表第2(イ)第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物の一～三号（「住宅」、「住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち政令で定めるもの」、「共同住宅、寄宿舍又は下宿」）のものとし、ます。
- (3) 周辺が低層住宅地であることに鑑み、住宅街区等の建物高さ、道路からの見え方については、「瀬戸市景観計画」に準拠すること。

- (4) 関係法令（都市計画法、建築基準法、砂防法、道路法等）について、落札者自らの責任で確認し、関係機関と協議し、遵守することとします。
- (5) 瀬戸市宅地開発等に関する指導要綱（以下、「指導要綱」という。）、瀬戸市宅地開発等技術基準（以下、「技術基準」という。）、瀬戸市消防用水利施設等設置基準（以下、「設置基準」という。）について、落札者自らの責任で確認し、担当部局と協議し、遵守することとします。ただし、公園及び防火水槽は本市で整備予定であり、売払地には設置を要しないものとします。
- ※指導要綱において、公共施設（道路施設及びその用地、消火栓、排水施設及びその用地など）は、本市に無償提供するものとされているので遵守してください。
- (6) 別添計画配置図に示すとおり、売払地内の東側及び北側境界に沿って幅員6m以上の道路を整備することとします。それに伴い、安全対策上必要な措置を公園予定地及び将来活用検討ゾーンに行うこととします。
- (7) 砂防法及び砂防指定地内における行為の規制に関する条例等に基づき設置を要する流出調整池は、別添計画配置図に示す公園予定地及び将来活用検討ゾーン（東側法面部分等を除く）も行為区域面積とみなして整備することとします。
- (8) 別添周辺道路整備計画図のとおり、令和6年度から、本市が行う本物件南側の萩殿春雨線拡幅工事及び愛知県が行う側道整備工事が施工される予定です。本市施工拡幅工事は別添計画平面図のとおりであり、売却予定地南側を切土法面処理及び樹木伐採を行います。施工時期によっては売却契約後となる場合があるので、関係部局と調整を図ることとします。また、各工事内容によって、通行規制や通行止めが発生する場合があるので、その点にも留意して整備を行うとともに、関係部局と調整を図ってください。

※これら(1)～(8)の土地利用条件について遵守いただくため、5年間の買戻し特約の登記を行うものとします。落札者においては、契約締結後5年以内に、上記土地利用条件に適合した土地利用を開始してください。売買土地が土地利用条件に適合すると瀬戸市が認めた場合、5年を待たずしてこの買戻し特約の登記を抹消することができるものとします。なお、買戻し特約の登記及びその抹消に係る費用については、落札者及び第三者の負担となります。

### 3 実地調査

用途の制限に関し、禁止事項の違反の有無等を確認するために、落札者に対して参考となるべき資料の提出や、物件を調査させていただく場合があります。

### 4 契約違反の取り扱い

契約時に付された条件に違反した場合は、契約解除・買戻しや違約金（契約金額の20%に相当する額）及び損害賠償を請求する場合があります。

### 5 物件引渡し後の費用負担

上下水道・電気・ガス等の引き込みに必要となる費用等、物件の引渡し以後に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

## V 入札時の留意事項

### 1 入札執行の日時及び場所

日 時	令和6年6月14日（金）午前10時から
場 所	瀬戸市役所1階 102会議室

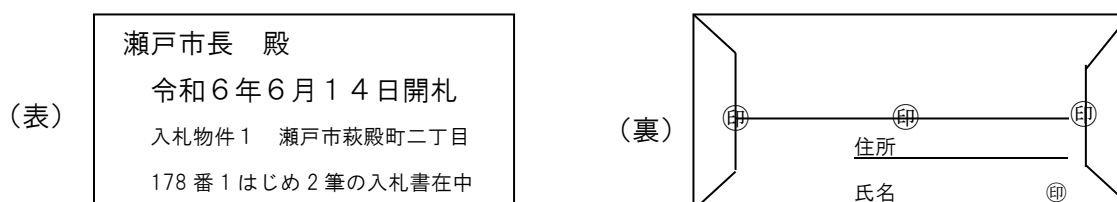
## 2 入札書の記載事項

- (1) 入札書には、入札者の住所、氏名（法人の場合は、名称並びに代表者肩書及び氏名）を記入のうえ、押印（法人の場合は代表者印）をしてください。
- (2) 入札金額の記入は算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。また、納付された入札保証金の額を下段に記入してください。入札金額は参考価格（430,000,000 円）以上としてください。

## 3 入札の方法

- (1) 入札書を封筒に入れ、封緘した後、封筒に入札者の住所、氏名（法人にあっては名称並びに代表者肩書及び氏名）を記入し、下記のように押印（個人の場合は認印、法人の場合は代表者印）し、市の担当者の指示に従い、入札会場で差し出していただくことになります。
- (2) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

※封筒の様式



## 4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

- (1) 制限付き市有財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札若しくは入札保証金が所定の額に達しない者のした入札
- (4) 所定の日時まで所定の場所に達しない入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (7) 入札書に記名及び押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) 入札書の入札金額を訂正してある入札又は入札金額を特定し難い入札
- (10) 入札書を入れた封筒に記名及び押印のない入札
- (11) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札
- (12) 予定価格未満の金額の入札

## 5 開札

開札は入札参加者の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない市の職員を立ち合わせて開札します。

## 6 落札者の決定

落札者は、入札申込み締切り後に決定される市の予定価格以上の最高のものをもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札参加者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落



札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない市の職員にくじを引かせます。

## 7 再度入札

開札の結果、予定価格以上の入札のない場合は、直ちに再度の入札（原則として初回入札と合わせて3回を限度とする。）を行います。

## VI 入札保証金の還付

### 1 還付する時期

入札保証金は、落札者以外の入札参加者に対しては入札終了後に還付手続きを行います。落札者となられた方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付しますが、本人の申し出により契約保証金に充当することができます。

### 2 還付金の振込先

入札保証金の還付はすべて口座振込で行います。振込み先は、申込み時に提出された入札保証金還付口座振込依頼書で指定された口座以外、一切変更には応じられませんのでご注意ください。

### 3 還付時までの利息

入札保証金には、納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息は付しません。

## VII 契約の締結と物件の引渡し

### 1 売買仮契約の締結及び土地利用計画図の提出

(1) 売買仮契約の締結期日は、令和6年6月24日（月）とします。仮契約締結後、土地利用条件等を確認するため、落札者は令和6年7月26日（金）までに土地利用計画図を政策推進課に提出してください。政策推進課が、土地利用用途等に合致するか確認します。なお、期限までに仮契約を締結されない場合、土地利用計画図が提出されない場合及び提出された土地利用計画図が土地利用用途等に合致しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することとなりますのでご注意ください。

(2) 契約書に貼付する収入印紙や所有権移転登記のための登録免許税等の費用は、すべて落札者の負担となります。

### 2 売買契約の締結

落札者となられた方は、売買仮契約締結及び土地利用用途の確認後、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年条例第1号）第3条に基づき、瀬戸市議会9月定例会に議案上程し、議案議決後に売買仮契約を本契約とします。瀬戸市議会9月定例会議案議決は令和6年9月下旬（瀬戸市議会9月定例会最終日、令和5年度の場合令和5年9月21日）を予定しています。議会の議決が得られないときは、売買仮契約は無効となり、瀬戸市は損害賠償の責を負いません。

### 3 売買代金の納付

売買代金は、2の売買契約の締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額を納付し、残額については売買契約締結日から30日以内までに納付書にて全額納付していただきます。

なお、契約保証金は、売買代金納入時に売買代金に充当するものとし、売買代金が納付され

ないときや、契約が解除となったときは、市が取得します。

#### 4 所有権の移転及び物件の引渡し

売買代金を全額納付されたときに所有権が移転するものとします。また、同時に物件の引渡しがあったものとします。

#### 5 所有権移転登記

- (1) 物件の引渡し後、落札者の請求により、市が所有権移転登記の嘱託手続きを行います。また、これと同時に、土地利用条件について遵守いただくため、5年間の買戻し特約の登記を行うものとします。なお、この買戻し特約の登記は、売買土地が土地利用条件に合致すると瀬戸市が認めた場合、5年を待たずしてこの登記を抹消することができるものとします。（買戻し特約の登記及び抹消費用は落札者及び第三者の負担とします。）
- (2) 土地の分筆、地図（法務局の公図）訂正、地積更生等は必要に応じて所有権移転登記後に落札者が行ってください。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税及び住民票（法人の場合は法人登記簿謄本）などは、すべて落札者の負担となります。

## 附属資料

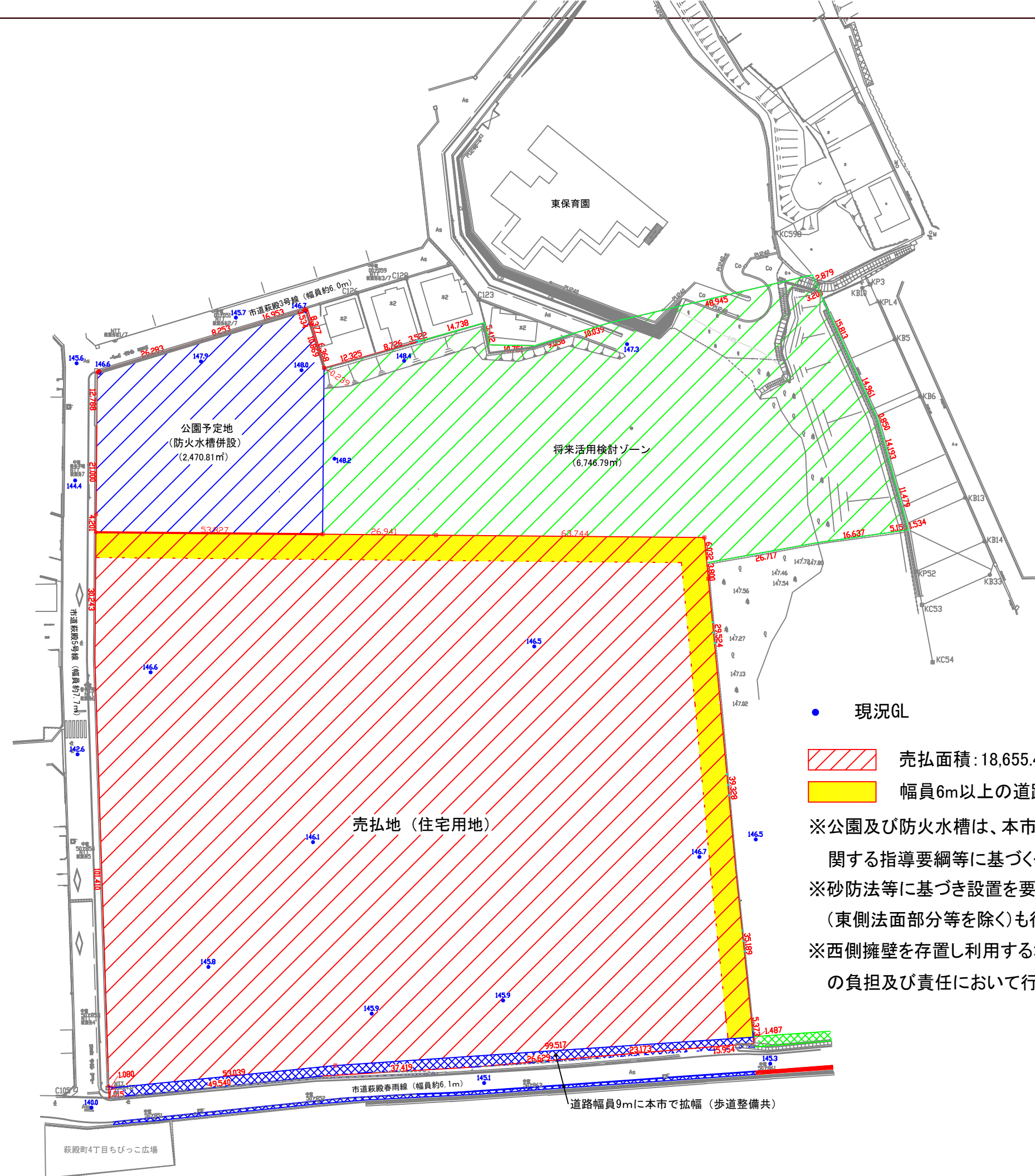
### 参 考

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。



● 現況GL

▨ 売払面積: 18,655.47㎡

▨ 幅員6m以上の道路を落札者で整備する部分

※公園及び防火水槽は、本市で整備予定であり、売払地には、瀬戸市宅地開発等に関する指導要綱等に基づく公園及び防火水槽の設置を要しない。

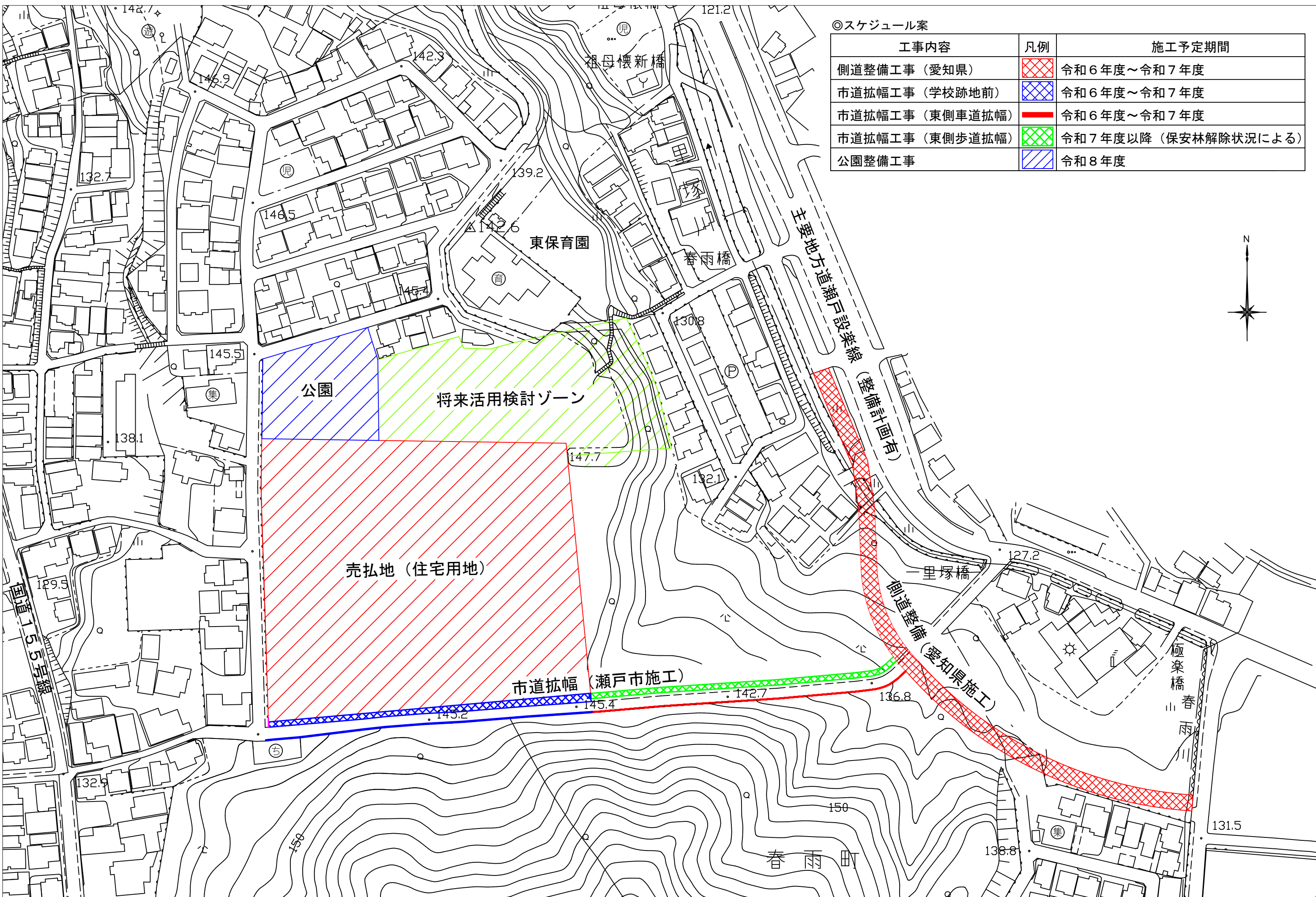
※砂防法等に基づき設置を要する流出調整池は、公園予定地及び将来活用検討ゾーン(東側法面部分等を除く)も行為区域面積とみなして、落札者で整備すること。

※西側擁壁を存置し利用する場合における安全性の確認及び確保については、落札者の負担及び責任において行うこと。

計画配置図

◎スケジュール案

工事内容	凡例	施工予定期間
側道整備工事（愛知県）		令和6年度～令和7年度
市道拡幅工事（学校跡地前）		令和6年度～令和7年度
市道拡幅工事（東側車道拡幅）		令和6年度～令和7年度
市道拡幅工事（東側歩道拡幅）		令和7年度以降（保安林解除状況による）
公園整備工事		令和8年度

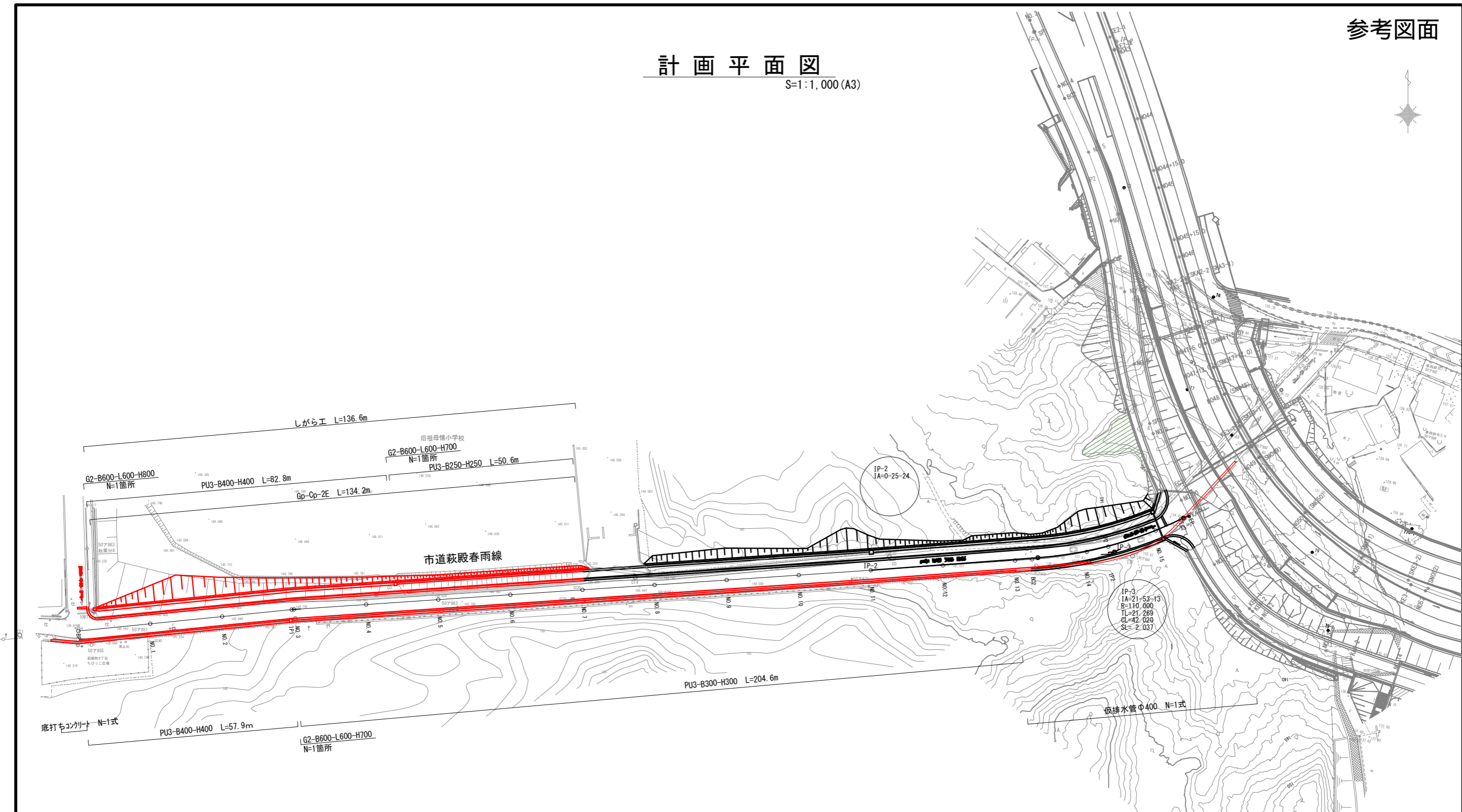


周辺道路整備計画図



# 計画平面図

S=1:1,000 (A3)



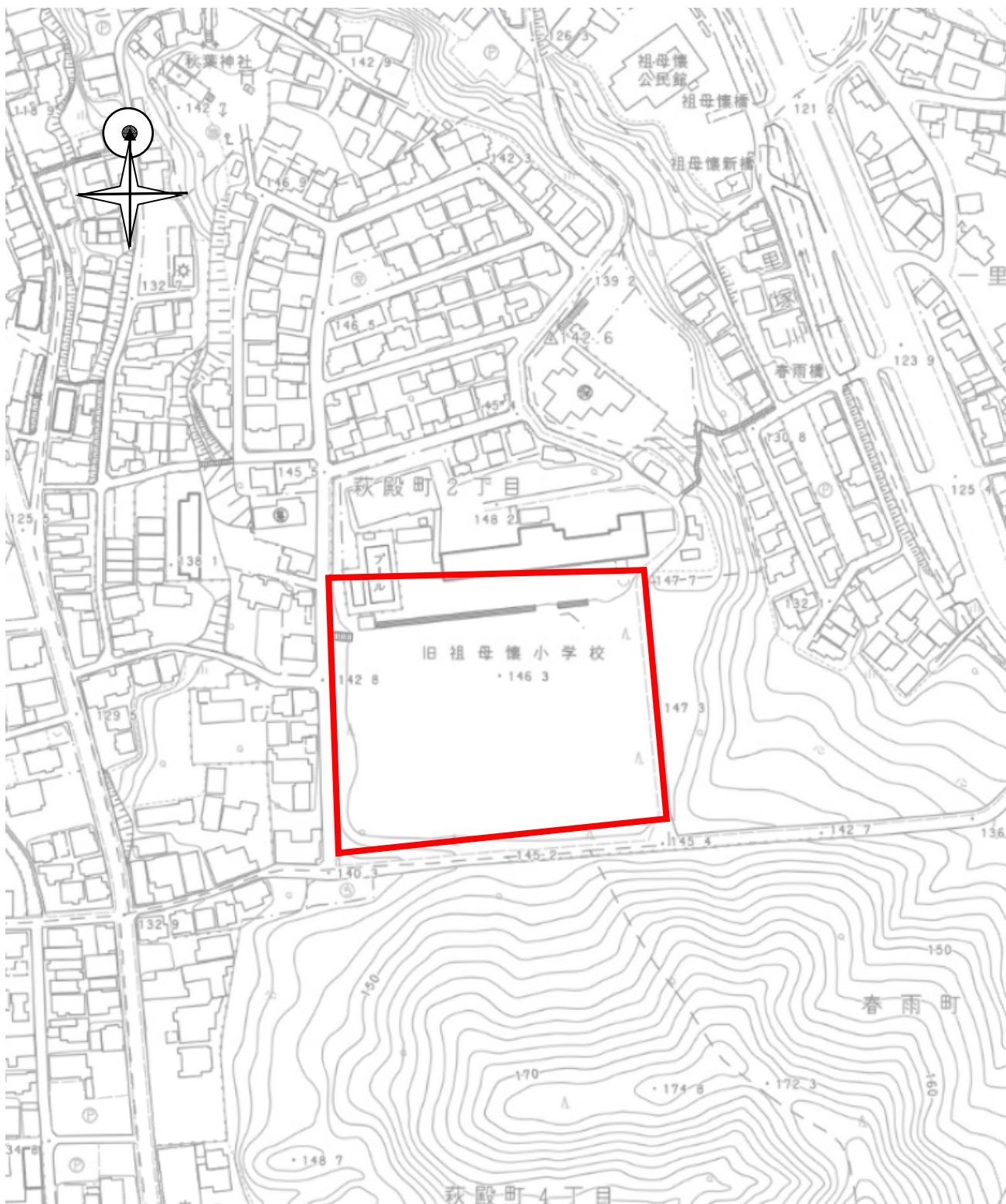
工事名	萩殿春雨線道路整備工事
路線名	市道萩殿春雨線
施工箇所名	瀬戸市春雨町外地内
図面の種類	計画平面図
縮尺	1 / 1,000 (A3)
図面番号	全 16 葉の内 1

物件調書

土地	所 在	瀬戸市萩殿町2丁目178番1、178番2（合計2筆）			
	面 積	公簿	18,655.47㎡	実測	18,655.47㎡
	地 目	現況	宅地	公簿	宅地
	接道状況	西側の幅員約8mの市道に接面			
参考価格		金430,000,000円（23,000円/㎡）			
法規制等	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域、第1種住居地域、防火指定なし（建築基準法第22条区域）、宅地造成等規制区域内、都市計画施設外、建築協定外、地区計画外、景観計画区域内（せと・街なか景観ゾーン）、立地適正化計画内（居住誘導区域）</li> <li>・物件南側において、市道萩殿春雨線拡幅工事を予定しています。</li> <li>・鉱業権が設定されている場合、埋蔵されている鉱物は鉱業権者の所有物となります。行為により鉱物が採掘された場合は、鉱業権者との調整が必要となります。鉱業権の有無及び詳細は中部経済産業局鉱業課へお問い合わせください。</li> <li>・騒音・振動指定地域、悪臭規制地域です。</li> <li>・廃棄物が地下にある土地の区域指定については、愛知県が行っています。尾張県民事務所廃棄物対策課へお問い合わせください。</li> <li>・排水先は道路側溝です。</li> <li>・砂防指定区域内のため、詳細は尾張建設事務所へ確認が必要です。</li> <li>・土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所には該当しません</li> <li>・占用許可申請が必要かどうかは事業内容によりますので、事業を実施する前に担当部署へご相談ください。</li> <li>・市道への乗入工事を行う場合は、承認工事の手続きを行ってください。</li> <li>・現在のところ区域に埋蔵文化財は確認されていません。工事中新たに埋蔵文化財を発見した場合、瀬戸市文化課文化財係と協議してください。</li> <li>・「森林計画区域」のため、森林の伐採を行う場合は、伐採届の提出が必要です。行為場所が保安林の場合は瀬戸市ではなく愛知県尾張農林水産事務所林務課への許可申請または届出が必要です。</li> </ul>			
供給施設	上水道	引込管あり。市道に本管あり。			
	下水道	下水道区域外。			
	都市ガス	都市ガス供給区域。西側道路にφ100mm			
交通	鉄 道	名鉄瀬戸線 尾張瀬戸駅		約1,200m	
公共施設	市 役 所	瀬戸市役所		約2,600m	
	小 学 校	にじの丘小学校		約1,100m	
	中 学 校	にじの丘中学校		約1,100m	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ この調書は、調査時点における一般的な調査内容を記載したもので、現時点で変更されている場合があります。詳細については、入札参加者でご確認ください。また、この調書と現況との間に差異が生じている場合、現況を優先します。</li> <li>※ 本物件は、埋設物等に関する事前の調査は行っておりません。</li> <li>※ 交通、公共施設との距離は、あくまで目安です。</li> <li>※ 参考価格は固定資産税評価額と異なります。（課税等は現況課税となります。）</li> </ul>				

# 位置図

(※図中にある校舎等の建物は解体済みです)





公図(写し)1/4



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し  
萩殿町2丁目

請求部	所在	瀬戸市萩殿町二丁目			地番	178番1		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年2月21日  
名古屋法務局春日井支局  
登記官

柴田昌重



請求番号: 19-1  
(1/2)

公用

公図(写し)2/4



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	瀬戸市萩殿町二丁目				地番	178番1			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年2月21日  
名古屋法務局春日井支局  
登記官

柴田昌重



請求番号：19-1  
(2/2)

公用

公図(写し)3/4



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在 瀬戸市萩殿町二丁目		地番	178番3	
出力縮尺	1/600	精度分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日			備付年月日(原図)	補記事項	種類 旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年2月21日  
名古屋法務局春日井支局  
登記官

柴田昌重



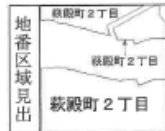
請求番号：19-3  
(1/1)

公用

公図(写し)4/4



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の縮略を記載した図面です。



請求部分	所在	瀬戸市萩殿町二丁目			地番	178番4		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年2月21日  
名古屋法務局春日井支局  
登記官

柴田昌重



請求番号: 19-4  
(1/1)

公用

地積測量図(写し)1/4

登記年月日：令和6年2月19日

公用

これは図面と同等なものであることを証明した書面となる。  
令和6年2月19日 名古屋地籍調査課日井支店

登記官

柴田昌直

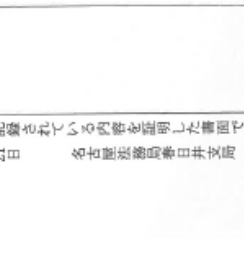
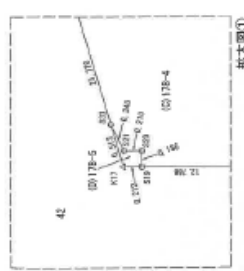
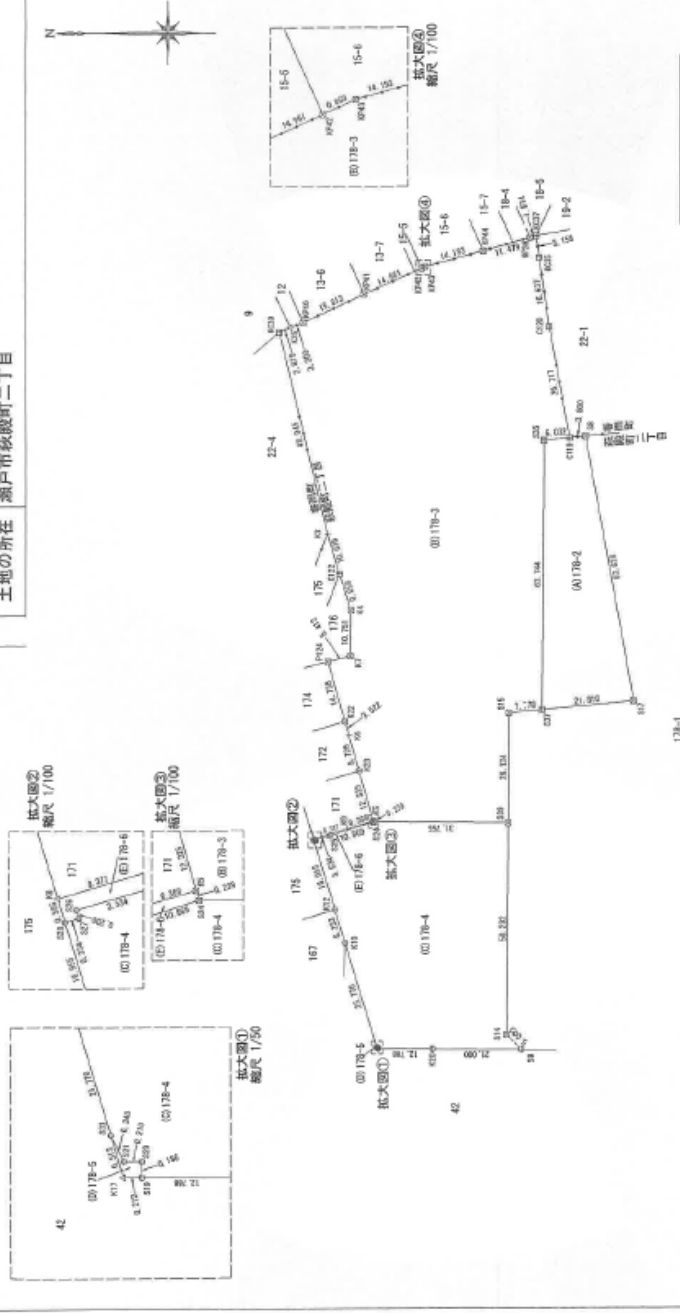


地積測量図  
土地所在

地番 (A)178-2 (B)178-3 (C)178-4  
(D)178-5 (E)178-6

土地の所在  
瀬戸市核設街二丁目

1/2



積記号	積種
田	コンクリート積
畑	プラスチック積
△	金属積
○	金属プレート
+	積田

地積名称	地積面積(㎡)	面積率(%)
計	178.4	100.00
178-2	17.5	9.81
178-3	17.5	9.81
178-4	17.5	9.81
178-5	17.5	9.81
178-6	17.4	9.75

作成者	公産社団法人愛知県公共測量士協会 土佐事務所測量士協会 社員 土佐測量士 小島 淳	縮尺	1 / 1000
頼託者	瀬戸市長	縮尺	1 / 1000

請求番号：19-5 (1/2)

地積測量図(写し)2/4

登記年月日：令和6年2月19日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
 令和6年2月21日 各土地法務局春日井支局 登記官 柴田昌重

地番 (A)178-2 (B)178-3 (C)178-4  
 (D)178-5 (E)178-6

地積測量図

土地の所在 瀬戸市萩殿町二丁目

2/2

座標求積表

地番	N	O	標高	X	Y	辺長	測量
(A)178-2	S37			-86012.645	-8579.658	21.810	S37 -S17
	S17			-85974.356	-8579.580	63.638	S17 -S8
	S8			-85922.980	-8514.861	3.800	S8 -C119
	O119			-85918.197	-8515.342	6.032	O119 -S35
	S35			-85913.192	-8515.916	63.744	S35 -S37
倍面積						2096.198110	㎡
倍面積						1033.0789595	㎡地積
						1033.07	㎡

地番	N	O	標高	X	Y	辺長	測量
(B)178-3	S24			-85672.922	-8600.259	31.715	S24 -S39
	S39			-85674.677	-8496.532	26.124	S39 -S16
	S16			-85670.901	-8580.388	7.778	S16 -S37
	S37			-85672.945	-8579.658	83.744	S37 -S35
	S35			-85673.192	-8515.916	6.032	S35 -C119
	O119			-85671.197	-8499.555	26.717	O119 -C130
	C130			-85674.420	-8499.555	16.827	C130 -K235
	K235			-85672.095	-8472.881	5.159	K235 -K237
	K237			-85671.315	-8467.475	1.534	K237 -K238
	K238			-85668.899	-8467.084	11.479	K238 -K234
	K234			-85668.838	-8470.865	14.193	K234 -K243
	K243			-85685.150	-8474.788	0.850	K243 -K242
	K242			-85684.397	-8475.146	14.961	K242 -K241
	K241			-85670.981	-8471.246	15.813	K241 -K240
	K240			-85656.359	-8467.988	3.200	K240 -K239
	K239			-85653.442	-8468.147	2.079	K239 -K238
	K238			-85650.791	-8460.271	48.945	K238 -K23
	K23			-85650.689	-8537.904	10.039	K23 -C122
	C122			-85657.653	-8547.541	9.038	C122 -K4
	K4			-85657.603	-8566.189	10.751	K4 -K7
	K7			-85662.461	-8566.919	5.412	K7 -P124
	P124			-85662.195	-8568.140	14.738	P124 -K22
	K22			-85664.198	-8562.719	3.522	K22 -K8
	K8			-85671.145	-8565.746	8.795	K8 -K23
	K23			-85668.913	-8594.165	12.329	K23 -K5
	K5			-85672.937	-8508.529	0.239	K5 -S24
倍面積						13662.964320	㎡
倍面積						6541.682850	㎡地積
						6541.68	㎡

地番	N	O	標高	X	Y	辺長	測量
(C)178-4	S21			-85573.603	-8559.403	0.340	S21 -S20
	S20			-85573.755	-8559.816	0.210	S20 -S19
	S19			-85573.966	-8559.811	0.194	S19 -K20
	K20			-85573.963	-8559.597	12.798	K20 -S20
	S20			-85573.755	-8559.811	21.000	S20 -S8
	S8			-85573.750	-8559.587	5.000	S8 -S14
	S14			-85574.245	-8558.822	50.252	S14 -S39
	S39			-85574.677	-8558.532	31.715	S39 -S24
	S24			-85572.922	-8558.298	10.849	S24 -S25
	S25			-85582.453	-8558.531	3.534	S25 -S26
	S26			-85589.158	-8510.594	0.340	S26 -S27
	S27			-85589.112	-8510.646	0.334	S27 -S28
	S28			-85588.169	-8510.715	15.655	S28 -K12
	K12			-85583.769	-8512.033	3.250	K12 -K10
	K10			-85585.191	-8514.955	25.770	K10 -S33
倍面積						4121.270765	㎡
倍面積						2002.838350	㎡地積
						2002.83	㎡

地番	N	O	標高	X	Y	辺長	測量
(D)178-5	K17			-85673.761	-8560.065	0.212	K17 -S19
	S19			-85673.943	-8560.007	0.186	S19 -S20
	S20			-85673.946	-8559.811	0.210	S20 -S21
	S21			-85673.755	-8559.989	0.340	S21 -S33
	S33			-85673.603	-8559.603	0.513	S33 -K17
倍面積						0.108850	㎡
倍面積						0.054425	㎡地積
						0.05	㎡

地番	N	O	標高	X	Y	辺長	測量
(E)178-6	S38			-85558.880	-8510.705	0.334	S38 -S27
	S27			-85559.212	-8510.696	0.200	S27 -S28
	S28			-85559.198	-8510.504	3.534	S28 -S25
	S25			-85562.933	-8509.521	16.999	S25 -S24
	S24			-85572.922	-8509.259	0.239	S24 -K5
	K5			-85572.857	-8508.088	5.383	K5 -K9
	K9			-85568.753	-8507.845	6.377	K9 -K8
	K8			-85568.723	-8506.233	0.985	K8 -S28
倍面積						10.284882	㎡
倍面積						5.121610	㎡地積
						5.12	㎡

\*公式  $A = 1/2 \sum (X_i - X_{i+1})(Y_{i+1} + Y_i)$

作成者 公事社団法人愛知県公共測量士会  
 土地家屋調査士協会 小島 淳 (令和6年2月6日作成)  
 社員 土地家屋調査士 小島 淳  
 嘱託者 瀬戸市長 川本 雅之  
 縮尺 1/



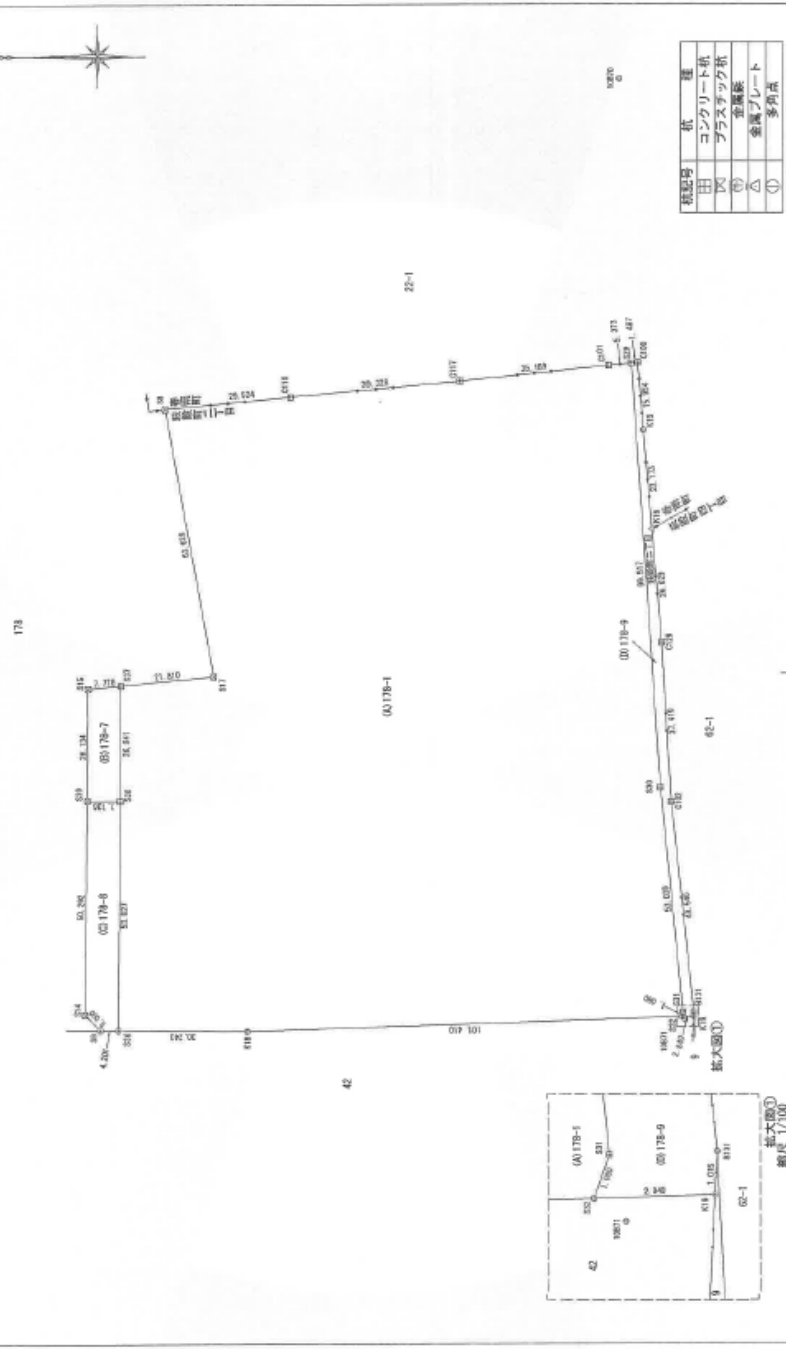
請求番号：19-5 (2/2)

地積測量図(写し)3/4

地積測量図  
土地所在図

地番 (A)178-1 (B)178-7 (C)178-8 (D)178-9  
土地の所在 瀬戸市萩殿町二丁目

1/2



積込号	積込種
田	コンクリート積
区	プラスチック積
砂	金網砂
△	金属プレート
○	多角錐



作成者	公設社団法人香川県公共測量士協会 土地測量部測量士小島 亨 (令和6年2月6日作成) 社員 土地測量部測量士小島 亨	縮尺	1 / 1000
発託者	瀬戸市長 川本 雅之	縮尺	1 / 1000

登記年月日：令和6年2月19日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
令和6年2月21日 国土測量部測量士 井井支局 登記官

登記官

柴田 昌重



測量番号：19-2 (1/2)

登記年月日：令和6年2月19日

公用

これは図面に記載を以てする内容を証明した書面である。  
 令和6年2月19日 名古屋建築測量日井幸高 登記官 柴田昌重

地積測量図  
 土地所在

地番 (A)178-1 (B)178-7 (C)178-8  
 (D)178-9  
 土地の所在 瀬戸市萩原町二丁目

2/2

座標求積表

地番	N	O	標高	X	Y	辺長	測線
00178-1	S29	( )	( )	-66011.651	-5698.423	26.240	S29 -K16
	K16	( )	( )	-66542.184	-5698.663	101.410	K16 -S32
	S32	( )	( )	-66542.184	-6657.403	1.080	S32 -S31
	S31	( )	( )	-66743.118	-6657.403	33.039	S31 -S30
	S30	( )	( )	-66743.118	-6658.095	96.517	S30 -S29
	S29	( )	( )	-66738.910	-6658.095	5.272	S29 -C101
	C101	( )	( )	-66731.873	-6658.320	35.189	C101 -C117
	C117	( )	( )	-66726.528	-6658.528	39.232	C117 -C118
	C118	( )	( )	-66991.529	-6658.528	26.024	C118 -S8
	S8	( )	( )	-66991.529	-6652.370	63.028	S8 -S17
	S17	( )	( )	-66912.980	-6652.370	21.010	S17 -S37
	S37	( )	( )	-66912.980	-6652.370	26.941	S37 -S38
	S38	( )	( )	-66412.645	-6652.370	53.827	S38 -S39
				計面積	30304.80906	㎡	
				計面積	17652.404325	㎡	地積 17652.40

地番	N	O	標高	X	Y	辺長	測線
00178-9	S32	( )	( )	-66743.118	-6667.403	2.340	S32 -K19
	K19	( )	( )	-66743.118	-6667.403	1.015	K19 -C102
	C102	( )	( )	-66741.118	-6667.403	40.540	C102 -C129
	C129	( )	( )	-66738.910	-6667.403	37.419	C129 -K10
	K10	( )	( )	-66738.910	-6667.403	26.629	K10 -K15
	K15	( )	( )	-66734.642	-6667.403	23.173	K15 -C100
	C100	( )	( )	-66733.353	-6667.403	15.864	C100 -S29
	S29	( )	( )	-66731.873	-6667.403	1.407	S29 -S30
	S30	( )	( )	-66728.610	-6667.403	96.517	S30 -S31
	S31	( )	( )	-66728.610	-6658.323	61.039	S31 -S32
				計面積	463.23284	㎡	
				計面積	341.667470	㎡	地積 341.00

\*公式  $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1) (Y_1 + Y_2)$

点名	標高	X	Y
四角三脚点	46.612	213	-6603.351
三脚三脚点	46.018	831	-6448.100
三脚三脚点	46.728	474	-6407.727
三脚三脚点	46.743	381	-6507.948

地番	N	O	標高	X	Y	辺長	測線
00178-7	S39	( )	( )	-6604.617	-6604.632	7.736	S39 -S38
	S38	( )	( )	-6604.617	-6604.638	26.941	S38 -S37
	S37	( )	( )	-6604.645	-6604.638	7.770	S37 -S15
	S15	( )	( )	-6604.601	-6604.638	26.134	S15 -S39
				計面積	416.639180	㎡	
				計面積	205.3195440	㎡	地積 205.31

地番	N	O	標高	X	Y	辺長	測線
00178-8	S9	( )	( )	-6607.790	-6608.297	4.201	S9 -S36
	S36	( )	( )	-6607.790	-6608.297	53.627	S36 -S38
	S38	( )	( )	-6607.790	-6608.297	7.736	S38 -S39
	S39	( )	( )	-6604.617	-6608.297	50.293	S39 -S14
	S14	( )	( )	-6604.617	-6608.297	8.005	S14 -S9
				計面積	628.361449	㎡	
				計面積	416.1607245	㎡	地積 416.16

作成者	公庫株式会社 瀬戸市公共測量課 測量士 小島 淳 (令和6年2月6日作成)	縮尺	1/
委託者	瀬戸市長	縮尺	1/
地番	(A)178-1 (B)178-7 (C)178-8 (D)178-9	縮尺	1/





登記簿謄本(写し)1/2

公用

愛知県瀬戸市萩殿町2丁目178-1

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	[余白]	不動産番号	1811010161747
地区番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	瀬戸市萩殿町2丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付 [登記の日付]	
178番1	宅地	18609	52	178番から分筆 [令和3年12月16日]	
[余白]	[余白]	17652	40	③178番1、178番7、178番8、178番9に分筆 [令和6年2月19日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和3年12月8日 第53797号	所有者 瀬戸市 順位2番の登記を転写 令和3年12月8日受付 第53798号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年2月21日  
名古屋法務局春日井支局

登記官

柴田 昌重



\* 下線のあるものは特許事項であることを示す。

整理番号 D10762 (1/9)

1/1

登記簿謄本(写し)2/2

公用

愛知県瀬戸市萩殿町2丁目178-2

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	1810000175646
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	瀬戸市萩殿町2丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付【登記の日付】	
11番97	砂防地	16940		[余白]	
[余白]	[余白]	11989		③11番97、11番103ないし11番106に分筆 〔昭和43年10月17日〕	
178番	[余白]	[余白]		①変更 〔昭和57年3月1日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年9月8日	
[余白]	宅地	11989	00	②③令和2年4月1日地目変更 〔令和3年12月16日〕	
[余白]	[余白]	28417	76	③168番、169番、170番、173番、177番を合筆 〔令和3年12月16日〕	
[余白]	[余白]	9610	35	①錯誤 ③178番、178番1に分筆 〔令和3年12月16日〕	
178番2	[余白]	1003	07	令和2年4月1日一部地目変更 ①③178番2、178番3、178番4、178番5、178番6に分筆 〔令和6年2月19日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和42年11月29日 第19094号	原因 昭和39年12月15日売買 所有者 瀬戸市 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年9月8日
2	合併による所有権登記	令和3年12月8日 第53797号	所有者 瀬戸市



# 土地売買仮契約書(案)

売渡人 瀬戸市 を甲とし、買受人 を乙として、甲乙の間において次の条項により、土地売買仮契約を締結する。

なお、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、瀬戸市議会の議決がなされたときに、仮契約の内容をもって、譲渡契約（以下「本契約」という。）とする。また、その場合においても、別の契約書は作成せず、この契約書をもって本契約とする。ただし、議会の議決が得られないときは、この契約は無効となり、甲は損害賠償の責を負わない。

（契約の目的）

第1条 甲は、甲の所有に係る次に記載する土地（以下「売買土地」という。）を現況のまま次条に定める売買代金で乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所在地	公簿表示		実測表示	
	地目	地積 m <sup>2</sup>	地目	地積 m <sup>2</sup>
瀬戸市萩殿町2丁目178番1	宅地	17,652.40	宅地	17,652.40
瀬戸市萩殿町2丁目178番2	宅地	1,003.07	宅地	1,003.07

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（土地利用条件の順守義務）

第3条 乙は、「令和6年度制限付き市有財産一般競争入札参加要領（萩殿町2丁目）」に定める土地利用条件を順守しなければならない。

2 乙は、本契約日から5年以内に、売買土地を前項の土地利用条件に適合した利用に供さなければならない。

（売買土地の承諾事項）

第4条 乙は、「令和6年度制限付き市有財産一般競争入札参加要領（萩殿町2丁目）」を熟読し、この内容を承諾しなければならない。

2 乙は、甲の指定する期日までに、「令和6年度制限付き市有財産一般競争入札参加要領（萩殿町2丁目）」に適合した土地利用計画図を甲に提出しなければならない。

（実地調査等）

第5条 甲は、第3条に定める土地利用条件に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、売買土地を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買土地の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第6条 乙は、第3条に定める土地利用条件に違反したときは、契約金額の10分の2に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告

若しくは資料の提出を怠ったときは、契約金額の10分の2に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約保証金）

第7条 乙は、本契約と同時に、契約保証金として金 円を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

4 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の納入）

第8条 売買代金の納入期限は、瀬戸市議会の議決があった日から30日以内とする。

2 乙は、前項の納入期限までに、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除いた金額金 円を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

3 乙が前項に規定する義務を履行しないときは、前条第1項に定める契約保証金は、甲に帰属する。

（所有権の移転及び登記）

第9条 売買土地の所有権は、乙が売買代金の納付を完了したときに、甲から乙に移転する。

2 乙は、前項の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有権移転の登記に必要な書類を提出し、甲は、乙の請求により速やかに所轄法務局に対して所有権移転登記を嘱託する。

3 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（買戻しの特約）

第10条 甲は、乙が第3条の規定に違反したときは、売買土地を買戻しすることができる。

2 前項の定めにより、甲が売買土地の買戻しを行ったことで、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

3 甲及び乙は、所有権の移転登記と同時に、第1項に定める買戻し特約の登記を行うものとする。

4 前項の買戻しができる期間は本契約日から5年間とする。

5 甲は、本契約日から5年を経過した後、乙又は第三者からの依頼に基づき、この登記を抹消することができる。ただし、売買土地が第3条に定める土地利用条件に適合する利用がなされることが確実であると甲が認めた場合、甲は、本契約日から5年以内にこの登記を抹消することができる。なお、抹消登記に係る費用については、乙又は第三者の負担とする。

（売買土地の引渡し）

第11条 売買土地の甲から乙への引き渡しは、第9条の所有権の移転と同時に、現況のまま行う。

（危険負担）

第12条 乙は、本契約締結後、前条に定める売買土地の引渡しまでの間において、売買土地が甲又は乙のいずれの責めにも帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、甲に対して、売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

（契約不適合責任）

第13条 乙は、この契約締結後、売買土地に種類、品質（産業廃棄物の埋設等含む）、数量に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して、履行の追完

請求、売買代金の減免請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、履行の追完請求、売買代金の減免請求をすることができる。ただし、売買代金を超える履行の追完請求をすることはできない。

3 前項の請求は、売買土地の引渡しの日から2年以内に甲に通知した場合に限り行うことができる。

（契約の解除及び売買土地の明け渡し）

第14条 甲は、乙が本契約に違反したときは、いつでも本契約を解除ことができ、乙が、甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償するものとする。この場合、乙は自己の費用をもって売買土地に存する建物、その他乙が付属させた物を収去し、売買土地を原状に復して甲に返還するものとする。さらに、甲に損害が発生した場合は、甲が被った損害のうち合理的な範囲を乙は賠償するものとする。ただし、甲が売買土地を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現況のまま返還することができる。

2 乙は前項により契約を解除された場合において、売買土地を甲に返還するときは、当該物件に支出した必要費、有益費及びその他一切の費用は、これを甲に請求することができない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、乙の費用及び責任において、譲渡物件の所有権移転登記の申請を行い、当該登記手続完了後速やかに、譲渡物件に係る登記事項証明書を甲に提出しなければならない。

（売買代金の返還等）

第15条 甲は、本契約を解除したときは、既納の売買代金を乙に返還する。この場合、返還する売買代金には、利息を付さない。

（損害賠償）

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に返還すべき売買代金の額から当該損害額を控除して返還し、又は乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

（契約に関する紛争の解決）

第17条 本契約の内容又は契約の履行に関し、関係者から異議の申し出があったときは、乙は責任をもって解決するものとする。

（費用の負担）

第18条 本契約の締結に要する費用及び売買土地引き渡し後公租公課は、乙の負担とする。

（信義誠実の義務）

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（専属的合意管轄裁判所）

第20条 本契約に関する一切の訴訟は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第21条 本契約に疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 瀬戸市追分町64番地の1  
瀬戸市  
瀬戸市長 川本雅之

乙

第1号様式（第2条関係）

制限付き市有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

瀬戸市長 川本雅之 殿

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

印

電話番号

令和6年6月14日執行の市有財産の一般競争入札に参加したいので、物件の状況、一般競争入札参加要領及び契約条項を承知のうえ、関係書類を添えて申し込みます。

また、入札結果の公表についても同意します。

記

入札参加物件番号 1

	所 在			公 簿 表 示		実 測	
	市	町 名	地 番	地目	地積 m <sup>2</sup>	地目	地積 m <sup>2</sup>
土地	瀬戸市	萩殿町2丁目	178番1	宅地	17,652.40	宅地	17,652.40
	瀬戸市	萩殿町2丁目	178番2	宅地	1,003.07	宅地	1,003.07

(注) 申込人が代理人である場合は、委任状を添付してください。

第1号様式その2

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	フリガナ名 氏	生年月日	性別	住所

(注1) 法人の役員（監査役・監事等を含む。）をすべて記載すること。

(注2) この調書に記載のある者は、瀬戸警察署への個人情報照会に同意したものとする。

第2号様式（第2条関係）

委 任 状

代理人 住 所  
氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有財産の一般競争入札に関する一切の権限

入札参加物件番号 1

	所 在			公 簿 表 示		実 測	
	市	町 名	地 番	地目	地積 m <sup>2</sup>	地目	地積 m <sup>2</sup>
土地	瀬戸市	萩殿町2丁目	178番1	宅地	17,652.40	宅地	17,652.40
	瀬戸市	萩殿町2丁目	178番2	宅地	1,003.07	宅地	1,003.07

令和 年 月 日

瀬戸市長 川 本 雅 之 殿

委任者 住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

印

電話番号

第3号様式（第2条関係）

## 誓 約 書

下記事項について、誓約します。

### 記

- 私は、次に掲げる者には該当しておりません。
  - 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者（代表者及び役員等も含め、瀬戸警察署への情報照会についても同意します。）
  - 公告日から入札日までの間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者
- 土地の使用に際して、土地の所有権移転から5年の間、「令和6年度制限付き市有財産一般競争入札参加要領（萩殿町2丁目）」に定める土地利用条件を遵守します。

令和 年 月 日

瀬戸市長 川 本 雅 之 殿

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

印



第4号様式（第2条関係）

## 入札保証金還付口座振込依頼書

令和 年 月 日

瀬戸市長 川 本 雅 之 殿

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

印

電話番号

私が納付した令和6年6月14日執行の市有財産（土地）一般競争入札に係わる入札保証金が還付される場合は、私名義の下記金融機関の口座に振込んでいただくよう依頼します。

なお、私が落札者となった場合の入札保証金の取扱いについては、別途市の指示に従います。

記

金融 機 関	銀行 金庫 信組 農協		店
	当座・普通	第	番
フリガナ			
名義人			

第5号様式（第4条関係）

入札書

令和 年 月 日

瀬戸市長 川本雅之 殿

入札者 住所

氏名又は名称  
及び代表者名

印

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札保証金額										

※入札保証金は、参考価格の100分の5以上に相当する額（円未満切上げ）が必要です。

入札参加物件番号 1

	所在			公簿表示		実測	
	市	町名	地番	地目	地積 m <sup>2</sup>	地目	地積 m <sup>2</sup>
土地	瀬戸市	萩殿町2丁目	178番1	宅地	17,652.40	宅地	17,652.40
	瀬戸市	萩殿町2丁目	178番2	宅地	1,003.07	宅地	1,003.07

(注) 金額の数字は算用数字を用い冒頭に金の文字を記入してください。